



事 務 連 絡
平成 20 年 8 月 28 日

各都道府県衛生主管部（局）
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品の供給開始について

標記の過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品については、平成20年7月31日に公布、施行・適用された、「日本薬局方の一部を改正する件（平成20年厚生労働省告示第417号）」により、厚生労働大臣の登録を受けた者が製造する標準品を用いることとされたところです。

本日より、この登録を受けた財団法人日本公定書協会において、過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品の供給が開始されましたので、貴管内関係者に対する周知徹底につき、特段の御配慮をお願いします。